

# 令和2年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

## 目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

## 期 間

令和2年5月1日（金）～5月31日（日）の1か月間

## スローガン

自転車も のれば車の なかまいる

## 重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車の損害賠償責任保険等加入と点検整備の促進



### ◆◆令和元年中の自転車関連事故発生状況◆◆

	全事故			自転車		
	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
横浜市	8,398	50	9,699	1,662	4	1,582
前年	9,596	57	11,137	2,014	6	1,919
前年比	-1198	-7	-1,438	-352	-2	-337
構成率				19.8%	8.0%	16.3%
神奈川県	23,294	132	27,392	5,445	13	5,301
前年	26,212	162	31,021	6,086	19	5,916
前年比	-2,918	-30	-3,629	-641	-6	-615
構成率				23.4%	9.8%	19.4%

### ◆◆令和元年中の自転車関連事故年齢層別死傷者数内訳◆◆

15歳以下 17.5%	16～19歳 11.0%	20～29歳 12.2%	30～39歳 13.2%	40～49歳 17.1%	50～59歳 13.1%	60～64歳 4.0%	65歳以上 11.9%
----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------

### 自転車安全利用五則

(平成19年7月10日 内閣府交通対策本部決定)

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る

(二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、信号遵守と一時停止・安全確認)

5. 子ども(13歳未満)はヘルメットを着用



### 悪質自転車運転者に安全講習の義務化

道路交通法施行令の一部改正(平成27年6月1日施行)

○信号無視、酒酔い運転など14項目の違反を「危険行為」と定め、3年以内に2回以上摘発された自転車運転者は、安全講習を受けることになります。



# 各機関・団体の主な取り組み



## 共通事項

1. 運動の重点に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
3. 自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけます。

## 横浜市・区

1. 各区で自転車の関係する交通事故実態に即した交通安全運動の実施を計画するとともに、関係機関・団体と連携を図り運動を推進します。  
(神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定)  
また、自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発や、自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
2. 各区において参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
3. 新中学生・新高校生を中心に、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける啓発チラシを配布するほか、自転車交通安全教室を実施します。

## 警察

1. 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
2. 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
3. 参加体験型の交通安全教育等を積極的に推進します。
4. 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。

## 交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。
3. 自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発を推進します。

## 地域・家庭

1. 子ども（13歳未満）が自転車を運転するときや、子どもを自転車に乗せるときは必ず自転車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。
2. 自転車利用時のルールとマナーの大切さについての意識を高めましょう。
3. 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合しましょう。
4. 自転車の事故に備え、損害賠償責任保険等に参加しましょう。

## 教育関係

1. 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実します。
2. 自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

横浜市交通安全対策協議会  
(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課  
電話(671)2323